

牛久シャトー株式会社
経営コンサルティング及び実行支援業務委託
募集要項

牛久シャトー株式会社
牛久市（共同実施者）

1. 趣旨

本要項は、牛久シャトー株式会社の収益力の向上及び財務基盤の強化を図り、安定的且つ持続的な経営体制の構築支援を担う事業者の公募型プロポーザルの実施にあたり必要な事項を定めるものである。

2. 件名

牛久シャトー株式会社経営コンサルティング及び実行支援業務委託

3. 業務委託内容

委託業務の内容及び成果物等詳細は、別添の「牛久シャトー株式会社経営コンサルティング及び実行業務仕様書」のとおりとする。

4. 業務概要

牛久シャトー株式会社は、国指定重要文化財を含む牛久シャトーの管理運営を担っている。設立以降、コロナ禍による来場者減少や飲食部門の休業、収入を上回る管理費の負担等により厳しい経営状況が続いていることを踏まえ、牛久市は令和7年10月に事業再生計画を策定し、同年12月には牛久シャトーを公設化することを目的に「牛久市文化観光公園牛久シャトーの設置及び管理に関する条例」を制定（令和9年4月1日施行）した。

現在は、牛久市と連携し令和9年4月からの指定管理制度の導入及び今後の施設の在り方の整備に向けた準備を進めているところである。

本業務は、こうした背景を踏まえ、牛久シャトー株式会社の持続可能な経営基盤の確立に向け収益力の向上策の提案及び実行とともに、その実現に向けたロードマップを作成し、伴走型による実行支援を行うものである。

- ・ 発注者 牛久シャトー株式会社、牛久市（共同実施者）
- ・ 履行場所 牛久シャトー（茨城県牛久市中央3-20-1）ほか
- ・ 委託期間 契約締結日から最長令和12年3月31日までとし、選定された事業者との協議により決定する。

※本業務は、牛久シャトー株式会社の要請により共同実施者として牛久市と連携して実施するものとし、牛久市は、審査、協議及び履行確認等において関与する。

※委託期間は事業期間の範囲を指示するものであり、予定工期を示すものではない。プロポーザルに参加する事業者は、この範囲内で支援期間を提案すること。

5. 委託金額

委託金額は、別添の「牛久シャトー株式会社経営コンサルティング及び実行支援業務仕様書」のとおり。

なお、委託金額には交通費、通信費、資料作成費その他本業務の履行に必要な一切の費用を含むものとする。

6. プロポーザルの概要及び選考スケジュール

提案書、その他発注者が指定する提出書類及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、本業務の契約候補者を選定する。

- ・ 募集要項の公表 : 7月13日(月)
- ・ 説明会の開催 : 8月 7日(金)
- ・ 質問受付期間 : 8月 7日(金) から 8月12日(水)
- ・ 申請受付期間 : 8月12日(水) から 9月11日(金)
- ・ 質問回答日 : 8月21日(金)
- ・ 提案書等提出期間 : 9月14日(月) から 9月18日(金)
- ・ プレゼンテーション審査 : 9月25日(金) から10月 1日(木)
- ・ 採択事業者の決定・通知 : 10月 5日(月)
- ・ 契約締結日 : 10月中旬

※日付はいずれも令和8年

※上記スケジュールは、都合により変更する場合がある。変更が生じた場合は、発注者のホームページ等により周知する。

7. 参加資格

この提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 基本要件

- (ア) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 牛久市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条に規定する者や団体でないこと。
- (オ) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること
- (カ) 過去10年以内に同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

(2) 複数の法人等による応募

複数の応募者から構成される共同事業体により応募することが出来るが、この場合において次に掲げる事項に留意すること。

- ① 共同事業体の構成団体を特定し、名称を定めること。
- ② 共同事業体の中から代表者を定めること。牛久シャトー株式会社から申請者に対する審査、選定等の指定に関する通知等は代表者に対して行うので、各構成者から代表者に対して、「共同事業体協定書兼委任状」を提出すること。
- ③ 申請後の代表者及び構成者の変更は認めないものとする。
- ④ 同一申請者が同時に複数の共同事業体の代表団体又は構成団体となることはできないものとする。
- ⑤ 共同事業体で応募する場合は、申請書類と併せて次の様式が必要である。
 - (ア) 共同事業体協定書兼委任状（様式A）
 - (イ) 共同事業体応募理由及び業務分担表（様式B）

8. 質問書の受付及び回答

本要項に関する質問は、電子メールにより受け付け、質問に対する回答は、発注者ホームページに掲載する方法により行う。

(1) 受付期間

令和8年8月7日（金）から8月12日（水）午後5時まで

(2) 提出先

牛久シャトー株式会社 総務企画部

E-mail : info@ushiku-chateau.co.jp

(3) 提出方法

発注者指定の質問書（様式第8号）を使用し、電子メールにて提出すること。

メール件名は、「経営コンサルティング及び実行支援業務質問書（事業者名）」とすること。

(4) 回答について

質問に対する回答は、公平性確保の観点から、令和8年8月21日（金）までに発注者ホームページにおいて一括して公表する。なお、電話又は口頭による個別回答は行わない。

9. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、別添の参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出するものとする。

E-mail : info@ushiku-chateau.co.jp

提出期限は、令和8年9月11日（金）午後5時必着とする。

10. 提出物について

(1) 提出資料及び部数

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ① 参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| ② 企画提案書（様式第2号） | 6部（正本1部 副本5部） |
| ③ 見積書 | 6部（正本1部、副本5部） |
| ④ 会社概要書（様式第3号） | 1部 |
| ⑤ 業務実績調書（様式第4号） | 1部 |
| ⑥ 業務実施体制調書（様式第5号） | 1部 |
| ⑦ 資格要件に係る申立書（様式第6号） | 1部 |
| ⑧ プレゼンテーション審査出席者報告書（様式第7号） | 1部 |
| ⑨ 直近3か年分の決算書 | 各1部 |
- ※ 上記提案書は、別途電子データ（個別データ、一括データ）もUSBメモリに格納して送付すること。
- ※ 提案書は、本要項「12. 提案審査・評価について」に定める評価項目及び別添仕様書の内容を踏まえて作成し、企画提案書（様式第2号）を表紙として添付すること。提案書は、A4版で作成し、様式は自由とする。
- ※ 会社案内その他参考資料を添付する場合は、提案書とは別冊とし、審査の支障とならない分量にとどめること。
- ※ 見積書には、具体的な積算内訳を年度ごとに添付すること。
- ※ 見積書は、税抜金額、消費税及び地方消費税額並びに税込金額をそれぞれ明記すること。

(2) 提出期間

令和8年9月14日（月）から9月18日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

牛久シャトー株式会社 総務企画部

(4) 提出方法

- ・ 提出方法は、郵送によるものとする。
- ・ 郵送は、簡易書留等記録に残る方法に限る。令和8年9月18日（金）必着とする。

【提出（郵送）先】

- ・ 住所：〒300-1234 茨城県牛久市中央3-20-1 牛久シャトー内
牛久シャトー株式会社 総務企画部
- ・ 電話番号：029-873-3151
- ※ 「牛久シャトー株式会社経営コンサルティング及び実行支援業務委託資料在中」と宛名面に明記すること。

(5) その他

- ・ 提出期限を過ぎたものは無効とする。

- ・ 参加申込書の提出があったにもかかわらず、提案書が期限までに提出されない場合、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- ・ 何らかの事情で参加を辞退する場合には、プロポーザル辞退届（様式第9号）をメールまたは郵送で提出し、その旨を報告すること。
- ・ 提案書の提出者が1者のみである場合であっても、本プロポーザルは成立するものとし、審査の上、契約候補者としての適否を判断する。この場合において、書面のみの審査を行う場合がある。

11. プレゼンテーション審査について

(1) 実施日について

令和8年9月25日（金）から10月1日（木）

- ・ 実施時間及び留意事項については、別途通知する。
- ・ 当日の審査順は、原則として発注者において決定し、別途通知する。

(2) 実施場所

牛久市役所（茨城県牛久市中央3丁目15番地1）

- ・ 実施場所の詳細については、別途通知する。

(3) 内容

提案に基づくプレゼンテーション及び質疑応答

(4) 制限時間

1 提案者当たり30分以内とし、内訳はプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

(5) 使用機材

プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は提案者が準備すること。

プロジェクター・スクリーンは事務局で準備する。

(6) 出席者

- ・ 業務実施体制調書に記載した、採択された場合に担当となる者が出席すること。

(7) その他

- ・ 審査は非公開にて行うものとする。
- ・ 指定した日時にプレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとみなす。ただし、天災その他やむを得ない事情があると発注者が認めた場合を除く。

12. 提案審査について

- ・ プロポーザル方式選定審査委員会を設置し、厳正かつ公平なる審査を行う。
- ・ 選定審査委員は、実施業務に関する知識と経験を有する者により構成する。
- ・ 提案書その他提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、別に定める審査基準に従って総合的に審査し、契約候補者を選定する。

- ・ 審査項目は以下の通りとする。
 - ① 業務の理解度
 - ② 支援内容の妥当性
 - ③ 業務遂行能力
 - ④ 支援業務実績（関連分野での成功事例や経験）
 - ⑤ 独自提案
 - ⑥ プレゼンテーション・質疑における対応
 - ⑦ 費用見積額
- ※費用見積額については見積書をもって資料とする。

13. 審査結果の通知

審査結果は、令和8年10月5日（月）に電子メールにて通知する。

14. 失格要件

- 以下のいずれかに該当した場合には、協議の上、失格となることがある。
- (ア) 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - (イ) 業務委託に影響を与えるような行為を行った場合
 - (ウ) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - (エ) 審査に関わる者に直接または間接問わず不正な接触や不当な働きかけを行った場合
 - (オ) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
 - (カ) その他、審査において不相当と認められた場合

15. 契約の締結

プロポーザルの結果、契約候補者に選定された事業者とは、業務内容、契約期間、費用負担の条件、活動報告義務、運営に関する制約・遵守事項等について詳細協議を行い、契約を締結する。

契約候補者が辞退その他の理由において契約締結に至らなかった場合は次点者を繰り上げて協議を行うことができる。

16. その他

- ・ 本件参加に伴う費用は、提案者の負担とする。
- ・ 郵便事故等により、申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
- ・ 提出された提案書については、返却しない。

17. 問い合わせ

牛久シャトー株式会社 総務企画部／牛久市 シャトー再生推進課

住所：茨城県牛久市中央3-20-1 牛久シャトー内

E-mail：info@ushiku-chateau.co.jp